

一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会
会費及び入会金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき本協会の入会金及び会費に関する事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 正会員の入会金は、600,000円とする。

(会費)

第3条 正会員の会費は、基本会費と売上高による会費の合計額とする。

- (1) 基本会費 年額 170,000円
- (2) 売上高会費 下表のとおり

(単位：千円)

ランク	A	B	C	D	E	F
売上高	以上	以上	以上	以上	以上	以下
区分	7社	14社	21社	28社	35社	36社
会費	330	275	220	165	110	55

2. 賛助会員の会費は年額 60,000円とする。

(入会金及び会費の納入)

第4条 入会金及び会費の納入は、入会金は理事会承認の際、会費は年額を上期、下期の2期に分け、上期分は5月末日までに、下期分は10月末日までにそれぞれ納入しなければならない。

2. 新入会者の会費は、入会時以降の月数を納入しなければならない。

(入会金の免除)

第5条 静岡県建設コンサルタント協会会員から、引続き一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会員となったものは、入会金を免除する。

(入会基準)

第6条 新たに正会員として入会しようとするものの入会基準は次のとおりである。

- (1) 建設コンサルタント登録規程に基づき登録をした業者で、2年以上の実績を経たもの
- (2) 直前2年間のコンサルタント部門の営業収入(売上高)が、いずれも4千万円以上であること
- (3) 技術者が8名以上で、そのうち資格取得者が技術士2名以上又は、技術士1名及びRCCM2名以上が登録されているもの(認定技術管理者を含む)

2. 新たに賛助会員として入会しようとするものには、建設関連業(測量設計業、補償コンサルタント業、地質調査業)に携わる個人または法人は除くものとする。

(入・退会等の手続き)

第7条 会員の入会・退会等の手続きについては、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人成立の日（平成21年5月12日）から施行し、平成21年度より適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。（入会基準第6条のうち（2）5千万円を4千万円に変更。平成26年度第1回理事会（26.4.25）決定）

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。（平成28年度定時社員総会（28.4.22）承認。ただし、平成31年度に、会費の再検討を行うものとする。）

第3条 正会員の会費変更

ア 基本会費 年額 155,000円→170,000円

イ 売上高会費 下表のとおり (単位：千円)

ランク	A	B	C	D	E	F
売上高区分	以上 7社	以上 14社	以上 21社	以上 28社	以上 35社	以下 36社
会費	300	250	200	150	100	50
↓						
会費	330	275	220	165	110	55